

横浜創英大学 利益相反ポリシー

(目的)

横浜創英大学（以下「本学」という）は、教育・研究に対する責務を全うしつつ、社会貢献を通じて、社会的責任を果たしていくことを目指していますが、これらのためには、産学官との連携が不可欠となっています。しかしながら、産学官連携活動では、本学及び本学の教職員に、利益相反等の問題が不可避免的に生じ得ることになります。

このため、本学の教職員が安心して産学官連携活動に取り組むことができるよう、利益相反等の管理における本学の基本的な姿勢と体制を定めることを目的とします。

(定義)

本ポリシーにおいて、利益相反等とは、以下のとおり定義します。

- (1) 利益相反：教職員又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況
- (2) 責務相反：教職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態

(対象者)

本学の専任教職員

(基本方針)

教職員は、社会における産学官連携活動に携わる際に、連携活動に伴う個人的な利益、連携先の利益を優先し、大学の本来の使命である教育・研究を損なってはならない。

また、教職員は、社会から利益相反等の行為がなされているとの疑いを招くことがないよう、透明性の確保に努めなければならない。

本学は、本学の教職員が、この方針に則って行動できるよう、利益相反等に関する規程を設け、利益相反管理委員会を設置するとともに、教職員から誓約書の提出と規程に基づく報告を求めます。

平成 29 年 8 月 1 日制定
令和 6 年 6 月 1 日改正